



# 第16回

# SHIMA SEIKI CUP

## 和歌浦セーリングフェスティバル

開催期間 平成 30 年 11 月 4 日  
共同主催 J S A F 外洋内海、和歌山県セーリング連盟  
大会運営 SH I M A S E I K I C U P 実行委員会  
J S A F 外洋内海、和歌山県セーリング連盟  
N P O 法人和歌山セーリングクラブ

### 帆走指示書 SAILING INSTRUCTIONS

#### 1. 適用規則

- 1.1 「セーリング競技規則」に定義された規則、及び「セーリング装備規則」を適用する。
- 1.2 「JSAF 外洋特別規定」(JSAF-OSR)
- 1.3 レース艇以外の船舶との規則は規則第 2 章の規則に代わって海上衝突予防法の規則を適用する。
- 1.4 [DP]は、プロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。  
[NP]は、艇による抗議・救済の対象とならない規則を意味する。これは、規則60.1を変更している。

#### 2. 競技者への通告

競技者への通告は、レース本部（「和歌山セーリングセンター」クラブハウス）前に設置された公式掲示板に掲示される。

#### 3. 出艇申告[DP] [NP]

出艇申告は、所定の用紙に記入の上、11月3日（土）16時～17時または11月4日（日）7時30分～8時45分の間にレース本部に提出し、艇長会議でレース委員会が準備するトラッキング装置を受け取り艇に搭載すること。

#### 4. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、艇長会議開始前までに掲示される。

#### 5. 陸上で発せられる信号

- 5.1 陸上で発する信号は、レース本部南側のポールに掲揚される。
- 5.2 AP旗が音響二声と共に掲げられた時は「レースは延期された。予告信号はAP旗の降下後30分以後に発せられる」ことを意味する。この項はレース信号「AP旗」を変更している。

#### 6. レースのクラスと日程

- 6.1 参加隻数によりクラスⅠとクラスⅡに分けることがある。1クラスのみの場合は、全ての艇をクラスⅠとする。
- 6.2 レースは2レースを行う。

平成 30 年 11 月 3 日（土）	16：00－17：00	大会受付・出艇申告	於：レース本部
平成 30 年 11 月 4 日（日）	7：30－8：45	大会受付・出艇申告	於：レース本部
	8：45	開会式・艇長会議	
	9：55		於：「和歌山セーリングセンター」2階会議室 第1・2レースの予告信号
- 6.3 SHIMA SEIKI CUP パーティは 11 月 3 日（土）18:00 から「和歌山マリーナシティホテル」2階で行う。
- 6.4 表彰式は 11 月 4 日（日）16:00（予定）から和歌山セーリングセンター2階会議室で行う。

#### 7. クラス旗

和歌浦セーリングフェスティバルのクラス旗は、クラスⅠは数字旗1を、クラスⅡは数字旗2を用いる。

## 8. レースエリア及び陸上本部の所在

- 8.1 レース本部は「和歌山セーリングセンター」（和歌山マリーナシティ「ディンギーマリーナ」）クラブハウス内とする。
- 8.2 レースエリアは和歌浦湾及び西側海域とする。レースコース図参照のこと。

## 9. コース

### 9.1 第1レース・第2レース [NP]

和歌山マリーナシティ沖のスタートラインをスタートし、和歌山湾西側にあるゲートマーク①（N34° 10.650'、E135° 04.000' 付近）を通過し、和歌山県沖ノ島北側にあるマーク②（N34° 07.150'、E135° 04.500' 付近）を反時計回りに回航し、和歌山マリーナシティ沖（N34° 10.000'、E135° 10.000' 付近）にフィニッシュする。なおスタート時にウェザーマークを設置することができる。

第1レースのフィニッシュラインは最初に通過するゲートマーク①の間とする。第2レースは引き続き行われフィニッシュする。

#### コース図参照

- 9.2 第1レース・第2レースで、ウェザーマークを設置した場合は、予告信号以前に、ポートに見て回航する場合はピンク色旗を、スターボードに見て回航する場合はイエロー旗を表示する。
- 9.3 第1レース・第2レースでウェザーマークを設置した場合は、予告信号以前にスタートラインからウェザーマークへのおおよその距離・コンパス方位を掲示する。

## 10. マーク

- 10.1 第1レース・第2レースのスタート・マークはレース委員会の信号艇と青色の円筒形ブイとする。
- 10.2 第1レース・第2レースのウェザーマークは黄色の円錐形ブイを使用する。
- 10.3 和歌浦湾西側のゲートマーク①のポート側は青色の円筒形ブイ、スターボード側はオレンジ旗を掲揚しているレース委員会艇とする。沖ノ島北側のマーク②は青色の円筒形ブイとする。

## 11. スタート

- 11.1 レースは、規則 26 に従ってスタートする。
- 11.2 スタートラインは、スターボードの端にあるレース委員会の運営艇のオレンジ旗を掲揚したポールまたはマストと、ポートの端にあるマークのコースの側の間とする。
- 11.3 スタート信号の15分以降にスタートする艇は「スタートしなかった」（DNS）と記録される。この項は付則 A4.1 を変更している。
- 11.4 スタート信号時に、艇が規則 29.1 に従わなければならない場合、レース委員会は音響信号一声と共にX旗を掲揚し、VHF無線 72ch で、その艇のセール番号を放送することを企てる。この項は規則 62.1(a) を変更している。 [NP]

## 12. フィニッシュ

- 12.1 第1レースのフィニッシュラインは、レース委員会艇のオレンジ旗を掲揚したポール又はマストと、マークの間とする。
- 12.2 第2レースのフィニッシュラインは、フィニッシュ・マーク上のオレンジ旗を掲揚したポール又はマストと、マークのコースの側の間とする。
- 12.3 第2レースはマーク②でコース短縮をすることがある。コース短縮をする場合は、規則 32.2 に従う。

## 13. タイムリミット

第1レースは、14:00 までに、また第2レースは、15:00 までにフィニッシュしない艇は、「フィニッシュしなかった」（DNF）と記録される。この項は規則 35 及び付則 A4.1 を変更している。

## 14. 帰着申告[DP] [NP]

帰着申告は、その日の最終レース終了後、またはレース委員会が、「本日これ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から60分以内に、レース本部に備え付けの所定の用紙に艇長が署名をし、レース本部にゼッケン2枚とレース委員会が準備したトラッキング装置を返却しなければならない。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長することがある。

## 15. 抗議

- 15.1 抗議は、レース本部で入手し得る書式に記入の上、最終レースにおける最終艇フィニッシュ後、60分以内に提出すること。同じ抗議締切時間をレース委員会とプロテスト委員会がレースエリアで目撃した抗議、及び救済の要求に適用する。この項は規則 61.3 及び 62.2 を変更している。
- 15.2 抗議は、できるだけ早く、ほぼ受付順に審問される。
- 15.3 抗議の通告は、審問の場所及び時刻、抗議の当事者、又は証人として指名された者を競技者に知らせるため、抗議締切時間後 30 分以内に掲示される。
- 15.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の公示を、規則 61.1(b) に基づき艇に伝えるために掲示する。
- 15.5 レース公示 13 及び帆走指示書 3、14、17、19、20、23 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則 60.1(a) を変更している。[DP] [NP]

## 16. 成績

- 16.1 実行委員会が定めた TCF を採用し、所要時間に TCF を乗じた修正時間により順位を決定する。同一修正時間の艇がある場合は TCF の数値が小さい艇を上位とする。
- 16.2 得点係数は第1レース 1.0、第2レース 1.2とする。
- 16.3 成立したすべてのレースをカウントする。この項はRRS付則A2を変更している。
- 16.4 大会は1レースをもって大会の成立とする。

## 17. 安全規定[DP] [NP]

- 17.1 レースからリタイアした艇は、できる限り早くレース委員会に伝えること。
- 17.2 乗員は艇が海上にいる間、個人用浮揚用具（ライフジャケット）の着用しなければならない。
- 17.3 規則 42.3 に次の通り追加し適用する。  
レース艇を除く船舶または障害物（定置網等）との衝突を緊急に回避しなければならない場合は、エンジン又は他の手段で推進することができる。但し、艇がエンジン又はその他の手段を利用した時間と場所の記録を、抗議締切時間までにレース委員会に書面で提出しなければならない。

## 18. 運営艇

レース委員会艇及びプロテスト委員会艇は SHIMA SEIKI CUP 旗を掲揚する。

## 19. 無線の使用[DP] [NP]

- 21.1 いかなる無線通信も使用を制限しない。ただし、規則 41 を変更するものではない。
- 21.2 VHF 無線 72ch は、レース委員会がレース運営に使用する。従って、レース艇はVHF無線 72ch を受信以外に使用してはならない。但し、緊急の場合はこの制限を除外する。

## 20. ゼッケン番号[DP] [NP]

レース委員会が配布するゼッケン番号をレース期間中は、船首部ライフラインの両舷に取り付けること。

## 21. 賞

各クラス1位から3位に SHIMA SEIKI CUP を授与する。  
ラインオーナー賞（第2レースのラインオーナー艇）

## 22. 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクでレガッタに参加している。規則 4「レースをすることの決定」参照。  
主催団体は、レガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後と関連して受けた物的損傷または個人の負傷もしくは死亡に対する責任を否認する。

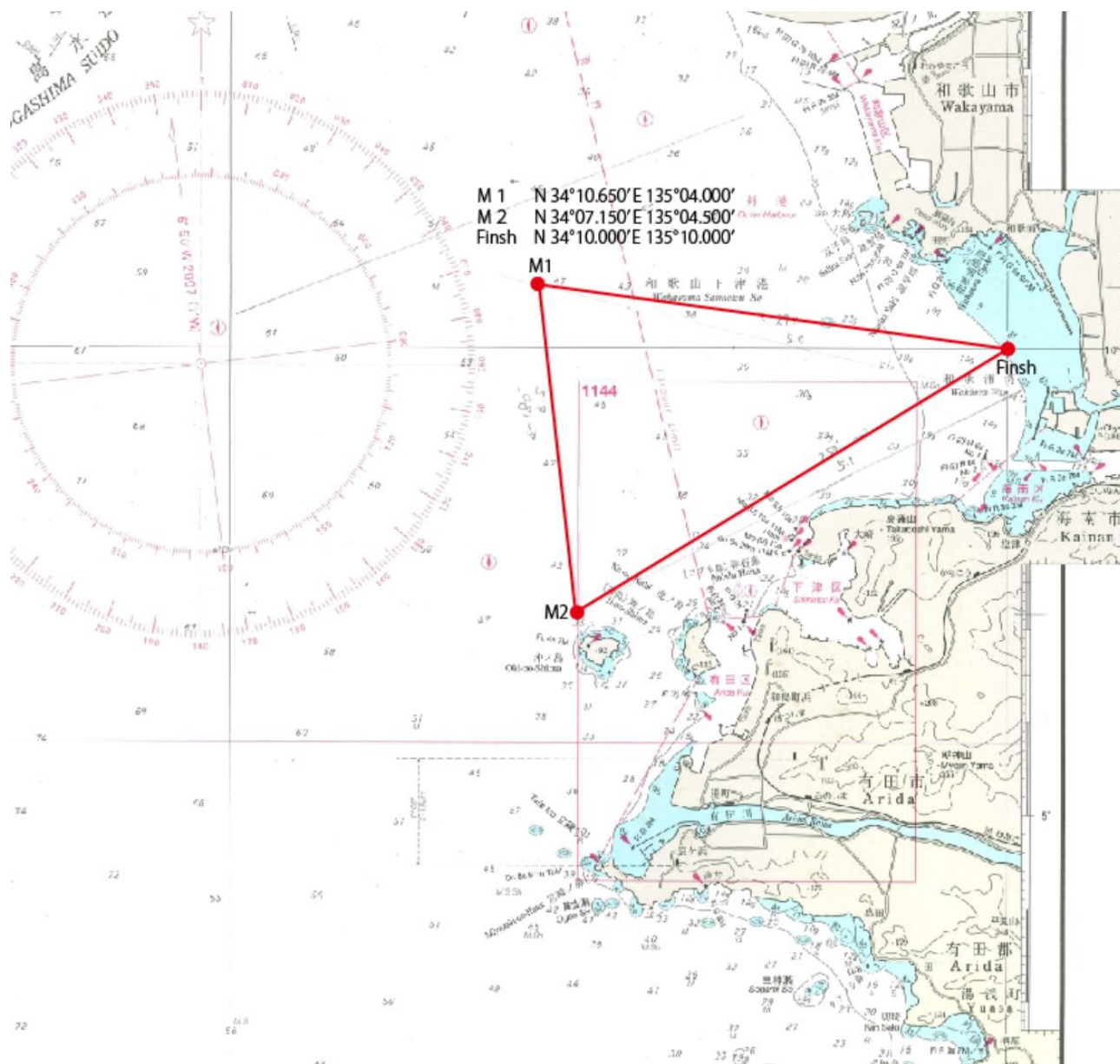
## 23. ごみの処理[DP] [NP]

艇はゴミを水中に投棄してはならない。

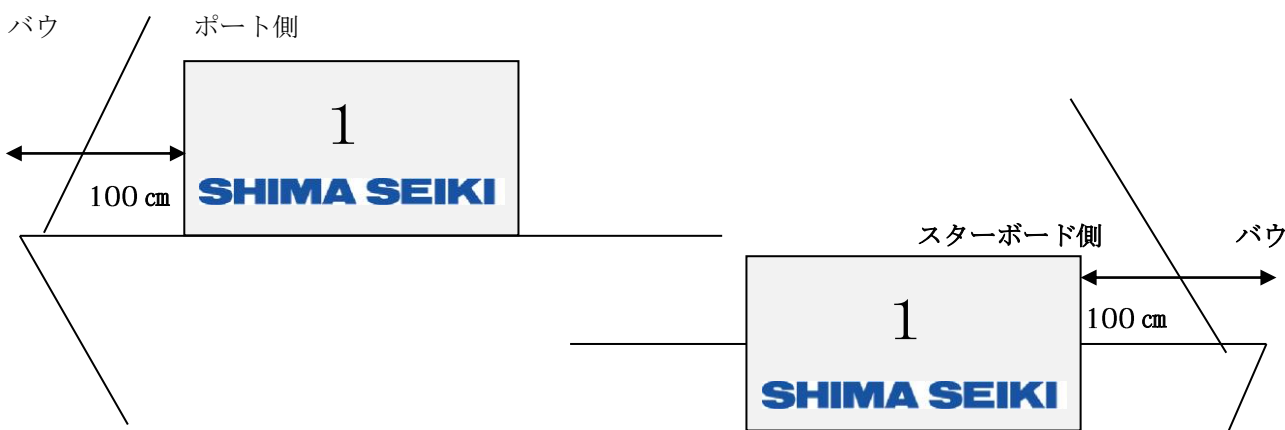
## 24. 緊急連絡先

和歌山セーリングセンター 電話：073-448-0251

第1・2レース「レースコース図」



SHIMA SEIKI ゼッケン番号



※上部をライフラインに、下部はガンネルに  
できるかぎりしわを作らないよう結び付けていること。